

大竹市立玖波中学校

生徒指導規程

令和2年4月

# 大竹市立玖波中学校 令和2年度生徒指導規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものであり、生徒が互いの人格を尊重し、自主的・自立的な学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活のきまり

### (登下校等)

第2条 1年を通じて登下校の時刻を守る。

- (1) 始業は8時15分。この時刻までには登校し、教室で着席した状態であること。
- (2) 下校の時刻は次のとおりとする。  
4月～9月・3月 18:00, 2・10月 17:30, 11月～1月 17:00
- (3) 登校後は、放課後まで許可なく校外に出ない。
- (4) 登下校は、学校に届け出た通学路を通る。
- (5) 登下校中に、買い食いや寄り道をしない。
- (6) 自転車通学は許可された者に限る。ヘルメットは正しく着用する。

### (服装)

#### 第3条 服装等

	男 子	女 子
夏服 6～9月	・白の半袖開襟シャツまたは白のポロシャツ (ワンポイント可)	・半袖の丸襟ブラウス (棒タイなし) または白のポロシャツ (ワンポイント可) ・夏用スカート (従来のジャンパースカートも可)
冬服 10～5月	・黒の制服 (詰襟, カラー, 校章入りボタン) ・制服の下は白のカッターシャツ	・本校指定の制服 (棒タイをつける) スカート丈は、ひざにかかる程度 ・制服の下は白の長袖ブラウス
	① 手袋・マフラーは、派手でないものとし、登下校時に限り使用を認める。(校舎内は着用しない) ② 防寒着として、派手でないセーター・カーディガンを着用してもよい。ただし、制服からはみ出ないこと。(パーカー, トレーナーは不可) ③ カッターシャツ・ブラウス・ポロシャツの下に派手な色のシャツを着用しない。(部活着も不可) ④ 体育の授業及び体育的活動時 (見学時も) には、本校指定の体操服を着用する。(部活着も不可) ⑤ 転入生については、担当教師の指示を受ける。	
靴下	・男女とも白のソックスとする。(ワンポイント可, くるぶし程度の短いものは不可)	
靴	・通学靴は、白のひも靴。色の付いたラインが入ったり、色のワンポイントが付いたものやハイカットのものは不可。 ・上履きは、白を基調としたバレシューズ型のものを着用する。(つま先の色は自由) ・体育館では、本校指定の体育館シューズを着用する。	

ベルト	・男子は黒・茶・紺色などの色のベルトを着用する。(穴が、必要以上にあいているものや、装飾のあるものは不可)
頭髪	・学校生活におけるすべての活動に支障のない、中学生らしい髪型を基本とする。 ・流行や不自然に長さの違う髪型(ツープロック等)、ウェーブ・パーマ(ストレートパーマを含む)など故意に不自然な癖をつけたり、染色・脱色をしたりしない。 ・整髪料や香料を使用しない。 ・ヘアピンやゴムは、黒・紺・茶などの地味なものとし、アクセサリ的なものは使用しない。 ・髪の毛が長い場合は、ゴム等で一つに束ねるか、二つに分けて結ぶ。ただし、髪の毛は、高い位置では結ばない。
名札	・学年カラーの入った名札を左胸につける。
その他	・アクセサリ類は、すべて不可。 *ミサンガ・飾りが付いたヘアピン等不可。

※ 夏服着用の期間は6月から9月までとし、10月からは冬服着用を原則とする。移行期間は、状況に応じて定める。

#### 第4条 所持品について

##### (1) 通学カバン

学校規程通学カバンを使用する。

##### (2) 生徒手帳

生徒手帳は生徒証明書になるので、必ず携帯しておく。

##### (3) 貴重品

貴重品は、朝必ず担任に預け、不必要な金品は持ってこない。

##### (4) 携帯電話

携帯電話の持ち込みは禁止とする。持ってきた場合は教員が預かり、保護者に取りに来てもらう。やむを得ない事情で、学校へ持ってくる必要がある場合は、事前に担任に伝え、朝の段階で担任に預けること。継続的に持ってくる場合は、許可書を申請し、学校長の承諾を得る。

(不要物)

第5条 学校には、学習に不要なものは持ってこない。

(1) くし、鏡、リップクリーム(唇の乾燥を防ぐことを目的とした薬用効果のある無色のものに限り)、制汗スプレー(無香料のものに限り)については認めるが、あくまで身だしなみを整えるという目的で、節度ある使い方をする。

(2) 違反があった場合は、学校が一時的に預かる。

### 第3章 校内の生活心得

(校内生活)

#### 第6条 校内生活全般について

(1) ルールやマナーを守り、お互いが楽しく有意義に生活できるように心がける。

(2) 言葉づかいは、礼儀正しくする。

(3) 校内生活や登下校の途中において、気持ちのよいあいさつ・会釈をする。

(4) 授業開始のチャイムやその他の開始時刻を守り、それぞれの活動に真剣に取り組む。

- (5) 校内では安全に気をつけ、廊下は歩いて移動すること。
- (6) 欠席、遅刻、忌引等の連絡は、保護者が事前に学校に連絡する。また早退、見学等の届け（あらかじめわかっている場合）については、生徒手帳の連絡欄に保護者に理由の記入と押印をしてもらい、担任もしくは教科担任に提出する。
- (7) 通学カバン等への華美な装飾はしない。

(教室)

第7条 教室利用について

- (1) 机やいす等を大切にし、落書きなどしない。
- (2) 許可されたもの以外は、ロッカーの中に置いて帰らない。
- (3) 授業中は、通学カバンを机の横や床に置いたりせず、ロッカーに入れておき、教室内を常に整理整頓する。
- (4) 移動教室や下校時には、必ず消灯する。

(職員室)

第8条 職員室の利用について

- (1) 職員室は原則入室禁止。入室・退室時のあいさつをする。
- (2) 鍵や物を借りる時は、必ず先生から手渡ししてもらう。

(保健室)

第9条 保健室の利用について

- (1) 養護教諭が不在の場合保健室は閉鎖となり、緊急の場合以外使用できない。救急処置が必要などきは、職員室を訪ねる。
- (2) 体調が悪く、自宅で休養した方がよいと判断した場合は、保護者と連絡を取り早退する。
- (3) ベッドの利用は回復の見込みがある場合で、原則1時間とする。その後回復すれば授業へ戻り、しなければ早退する。
- (4) 授業の途中、ケガや体調不良等の理由で保健室を利用する場合は、必要に応じて保健体育委員が付き添う。
- (5) 休憩時間に不調を感じ授業への参加が難しくなった場合、教科担任にその旨を伝えた後、保健室を利用する。自分で伝えることが困難な場合は保健体育委員に伝えてもらい、無断欠課しないようにする。
- (6) 負傷者、体調不良者の利用時、付き添いはなるべく入室しない。
- (7) 各種測定、健康相談、保健学習はなるべく昼休憩や放課後にする。

(図書室)

第10条 図書室について

- (1) 室内では静かに本を読む。
- (2) 本は大切に扱い、返却日を守る。
- (3) 図書室の本を許可なく持ち出さない。
- (4) 給食準備中の12:40～12:50に開ける。12:50になったら教室へ戻る。

(集会)

第11条 集会等について

- (1) 学校朝会や生徒朝会には、5分前に集合できるように、時間に余裕を持って登校する。
- (2) 集会場所では、学級委員が出席番号順に整列させ、点呼をし、座らせて静かに待つよう指示する。

(給食)

第12条 給食について

- (1) 給食準備を待つ間は、手を洗って教室前廊下または図書室で静かに待つ。
- (2) 給食当番は必ず手洗いをし、エプロン、三角巾、マスクを着用した上で、時間内にテキパキと配膳を完了する。
- (3) 食器等は決められた時間までに、決められた場所へ責任を持って返却し、配膳台を清潔な台拭きできれいに拭いておく。

(清掃活動)

第13条 掃除について

- (1) 掃除は、縦割りグループで3年生のリーダーを中心に、開始前に集合し、みんなで協力し、無言で時間いっぱい掃除をする。
- (2) 掃除時間開始時に全員が集合し、リーダーが分担等を確認して掃除を開始する。掃除時間終了時は、全員が集合し、各掃除場所の自己評価を行い、担当教師からの評価を受け、次回に生かす。

第4章 校外の生活心得

(外出・外泊)

第14条 外出・外泊について

- (1) 生徒同士の夜間外出や無断外泊はしない。
- (2) 外出する際には、保護者に行き先、目的、同伴者、帰宅時間などを告げて、許可を得る。
- (3) 映画やボウリング場などの遊技場、カラオケボックスやゲームセンター等へ行く場合は保護者同伴とする。  
※広島県青少年健全育成条例では、青少年の23時から6時までの外出は制限されており、違反した場合は補導の対象となる。
- (4) 飲食店には保護者の許可を得て行く。
- (5) 釣り、サイクリング、キャンプ等の野外活動は、しっかりとした計画を立て、保護者の許可を得て行く。(できれば同伴が望ましい)
- (6) 外出する際は、派手な服装は慎み、中学生らしい好感のもてる服装を心がける。
- (7) 外出時に、万が一事故や事件に巻き込まれた場合、できるだけ早く学校に知らせる。

(安全)

第15条 安全について

- (1) 登下校時は通学路を守る。
- (2) 交通規則を守り、安全に注意して行動する。
- (3) 遊泳禁止場所では決して泳がない。

第5章 問題行動等への指導について

(問題行動等への指導について)

第16条 問題行動を起こした場合、事実確認及び本人への指導をした後家庭に連絡し、保護者と連携して生活の改善をはかる。

(特別な指導について)

第17条 次の問題行動を起こした生徒については、学校長指示のもと、現状を把握し、警察と連携を取りながら対応を図る。授業を受けることを原則とするが、特別な指導を行う場合もある。

- (1) 法令・法規に違反する行為
  1. 喫煙・飲酒

2. 暴力・威圧・強要行為
3. 建造物・器物破損
4. 窃盗・万引き
5. 性に関すること
6. 薬物等乱用
7. 道路交通法違反
8. 刃物等所持
9. その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ① いじめ
- ② 授業妨害・授業放棄・カンニング等
- ③ 暴力・暴言
- ④ 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
- ⑤ 家出及び深夜徘徊
- ⑥ 染髪，不適切な髪型，眉毛剃り，マニキュア，ピアス，制服の着くずし等
- ⑦ 菓子，化粧品，携帯電話などの不要物の所持
- ⑧ 落書き，火災報知器や消火器へのいたずら等の器物破損等
- ⑨ ネットいじめ，掲示板等への誹謗中傷書き込み，チェーンメール等
- ⑩ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑪ その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(指導の内容，期間)

第18条

- (1) 特別な指導とは，別室で指導を行い，自分の問題行動に対して深く反省をさせるとともに，今後の生活や学習について再出発することを促すものである。特別な指導を行う際には，事前に保護者と連携する。
- (2) 指導の期間は，概ね1日から3日までを基本とする。ただし，問題行動の程度等に応じて変更することがある。

(器物破損をした場合の指導について)

第19条

- (1) 器物を損壊，破損した生徒は，発見した教諭，又は担当教諭が事情を良く確認した上で指導し，生徒指導主事，管理職に報告する。指導を受けた後，反省した点を破損届けに記入する。修繕費等は当該生徒が全額弁償することを基本とするが，それぞれの状態を鑑み，管理職が判断し請求する。